

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

法：金融商品取引法

令：金融商品取引法施行令

開示府令：企業内容等の開示に関する内閣府令

特定有価府令：特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

外債府令：外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

財務諸表規則：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期財務諸表規則：四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

中間財務諸表規則：中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

金商業等府令：金融商品取引業等に関する内閣府令

ガイドライン：外国会社報告書等による開示に関する留意事項について（英文開示ガイドライン）

	関連条文	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
英文開示の対象			
1	法第 24 条第 8 項, 開示府令第 17 条の 2 第 2 項, 特定有価府令第 27 条の 2 第 2 項, 外債府令第 14 条の 2 第 2 項等	外国会社が、法令等に基づかず任意に株主又は投資家に対して公表する年次報告書等の方が、記載されている情報が充実している場合があるため、これらをもって外国会社報告書とすることを認めて欲しい。	金融商品取引法上、有価証券報告書に代えて提出することができる外国会社報告書とは、外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する書類であって英語で記載されたもの、と規定されており、「外国において開示」が行われているとは、当該外国の法令等（外国金融商品市場等を開設する者の規則を含む。）に基づいて当該外国にお

		<p>いて公衆の縦覧に供されることをいうものとされています。</p> <p>したがって、外国会社が法令等に基づかず、任意に株主又は投資家に対して公表する書類については、外国会社報告書に含まれません。</p> <p>外国の法令等に基づき開示が行われている書類については、一定期間当該外国で開示されていることにより、開示情報として当該外国の市場において評価を受けているものであることから、有価証券報告書等に代えて提出することを可能としているものです。</p>
2	—	<p>外国会社が提出する開示書類のうち英文開示の対象とされていないもの(有価証券届出書、公開買付届出書、発行登録書及びこれらの添付書類等)、承認申請書類等(有価証券報告書の不提出に係る承認申請書、承認後の提出書類、有価証券報告書の提出期限の延長の承認手続に必要とされる承認申請書及びこれらの添付書類)並びに国内会社が提出する開示書類等についても、英文による記載を認めて欲しい。</p> <p>外国会社報告書をはじめとする英文開示の規定は、外国会社の継続開示に係る負担を軽減するため、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合に限り、外国において一定期間開示がなされている継続開示書類等を、有価証券報告書等に代えて提出することを可能とするものです。</p> <p>また、外国会社報告書等の提出が認められる場合においては、併せて、外国会社報告書の提出期限の延長の手続に必要とされる承認の申請書の添付書類等についても英文により記載することを可能としています。</p>

			<p>したがって、これらに該当しない外国会社が提出する有価証券届出書、公開買付届出書、発行登録書等の開示書類や、申請書等については、英文により記載することはできません。</p> <p>また、国内会社が提出する開示書類については、英文開示の制度趣旨が妥当しないものと考えられますので、英文による開示は認められません。</p>
3	開示府令第17条の3第5項等参照	<p>在職証明書及び委任状が英文で作成されている場合に、日本語訳文が不要である旨の規定は、他の外国会社による提出書類にも広く認めるべきである。</p>	<p>上記2と同様の理由により、我が国の開示基準に基づく日本語による開示を求めることが適切と考えられます。</p>
4	法第24条第9項、開示府令第17条の3第4項1号等	<p>有価証券報告書の提出義務を負う外国会社が、日本において継続開示会社に該当しない外国の保証会社から、公募社債等につき保証を受けている場合、当該外国の保証会社について、有価証券報告書に記載すべき事項に準じた記載が求められているが、当該外国の保証会社が外国において提出する書類も外国会社報告書として提出が可能とすべきである。</p> <p>外国会社報告書は、有価証券報告書の提出義務を負う外国会社自身が外国において開示している書類に限定されないのではないか。</p>	<p>外国会社報告書は、有価証券報告書の提出義務を負う外国会社が、当該外国会社自身が外国において開示している書類を、有価証券報告書に代えて提出する書類です。</p> <p>有価証券報告書に外国の保証会社の情報を記載しなければならない場合において、その外国会社報告書に当該保証会社に関する事項について記載がないときは、当該事項を日本語又は英語により記載した書面を外国会社報告書と併せて提出する必要があります。</p>

外国会社報告書等の提出要件			
5	法第 24 条第 8 項, 開示府令第 17 条の 2 第 1 項, 特定有価府令第 27 条の 2 第 1 項, 外債府令第 14 条の 2 第 1 項等	<p>外国会社報告書の提出要件については、「その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に…(略)…認める場合とする。」との案が示されているが、この内容を開示府令又はガイドラインにより、可能な限り明確化すべきである。</p> <p>かかる要件を充足するかは、国単位で判断されるのか、個社の記載内容も含めて判断されるのか。</p>	<p>外国会社報告書の提出の可否については、当該国又は地域の開示基準が、我が国の開示基準に照らして公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合であるかについて検討することとなり、基本的には国又は地域毎に判断されるものです。</p> <p>ただし、その外国会社が外国会社報告書等を提出することにより、公益又は投資者保護に欠けることとなるものと認められるときには、日本語による有価証券報告書を提出しなければならない場合があると考えられます。</p>
6	法第 24 条第 8 項, 開示府令第 17 条の 2 第 1 項, 特定有価府令第 27 条の 2 第 1 項, 外債府令第 14 条の 2 第 1 項等	<p>外国会社報告書の提出にあたり、金融庁に対する事前の相談の要請は必要なのか。</p>	<p>上記 5 に記載のとおり、外国会社報告書等の提出要件の充足性については、基本的に国又は地域毎に判断することになりますが、会計基準等も含め、公益又は投資者保護の観点から、金融庁長官が事前に判断する必要があります。</p>
7	法第 24 条の 7 第 5 項, 法第 24 条 8 項等	<p>外国親会社等状況報告書は、本国等で開示や届出されたものでなく、新たに英文により作成したものでよいとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
8	法第 24 条の 7 第 5 項, 法第 24 条 8 項	<p>外国親会社等状況報告書の提出要件について、どのような場合を想定しているのか。</p>	<p>外国会社である親会社等が親会社等状況報告書に代えて外国親会社等状況報告書を提</p>

	開示府令第19条の7		出することが、その用語、様式及び作成方法に照らし公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合に、外国親会社等状況報告書の提出が認められます。
他の規定との関係			
9	法第24条第8項、第193条、財務諸表規則第127条等	<p>外国会社報告書の提出要件を満たすものとして認められた場合は、財務書類に関し、別途、財務諸表規則第127条などの承認を得る必要はないとの理解でよい。</p> <p>英文開示の規定と、法第193条及び財務諸表規則第127条との関係を明確にされたい。</p>	<p>外国会社報告書の提出要件を満たすか否かの確認は、当該報告書に含まれる財務書類の用語、様式及び作成方法が法第193条及び財務諸表規則第7章の規定を満たしていることが前提となります（四半期財務諸表、中間財務諸表についても同様）。</p> <p>その上で、外国会社報告書等が、開示書類として、その用語、様式及び作成方法に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものかどうかの検討を行うこととなります。</p>
10	法第24条第8項等	<p>外国会社が、複数の異なる国又は地域に所在する外国金融商品市場において、異なる様式により複数種類の有価証券報告書に類する書面を提出している場合、開示府令第17条の2第1項の要件を満たす限り、どの国又は地域で開示している書類を外国会社報告書として提出するかを、当該報告書提出外国会社が任意に選択することができるとの理解でよい。</p>	<p>いずれの国又は地域で開示している書類を外国会社報告書として提出するかについては、当該報告書提出外国会社が任意に選択することはできません。</p> <p>上記9に記載のとおり、外国会社報告書等を提出する場合であっても、財務書類は財務諸表規則第127条の規定によることとされています。同条は第1項において一定の場合に財務書類の作成につき本</p>

			<p>国における用語、様式及び作成方法（本国基準）によることを認めた上で、これが認められない場合等において本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法（第三国基準）によることを認めるものとしています。</p> <p>したがって、報告書提出外国会社が複数の国又は地域において開示を行っている場合には、同規則第 127 条第 1 項の規定により、基本的に本国において開示している財務書類を優先的に提出することが求められます。</p> <p>もっとも、同規則第 127 条は一定の場合に第三国基準によることを認めており、個別の判断により、たとえば本国基準によることが認められる場合であったとしても、外国会社報告書等の提出に係る要件を充足する必要性から、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合には、第三国基準の採用を認めることも考えられます。</p>
11	法第5条第3項・第4項，開示府令第9条の3第2項，第9条の4第3項，特定有価府令第11条の2	外国会社報告書を提出している場合、有価証券届出書につき、組入方式若しくは参照方式を用い、又は発行登録制度を利用することは可能か。	有価証券届出書について、組入方式若しくは参照方式を用いるための要件として、開示府令第8号又は第9号様式により作成した有価証券報告書を一定期間継続して提出していることが求められます（法第5条第3項・第4項、

	第2項, 第11条の3第3項, 外債府令第6条の2, 第6条の3, 法第23条の3等		<p>開示府令第9条の3第2項、第9条の4第3項)。外国会社報告書は有価証券報告書に代えて提出するものですが、上記の各様式により作成されたものではないため、外国会社報告書を継続して提出している場合であっても、有価証券届出書につき、組入方式若しくは参照方式を用いることはできません。特定有価証券及び外国債等についても同様です（特定有価府令第11条の2第2項、第11条の3第3項、外債府令第6条の2、第6条の3）。</p> <p>発行登録制度についても、上記と同様に、外国会社報告書を一定期間継続して提出している場合であっても、利用することができません（法第23条の3）。</p>
添付書類の記載内容等			
(1) 外国会社報告書に記載されている事項の要約の日本語による翻訳文について			
12	法第24条第9項, 開示府令第17条の3第2項, 特定有価府令第27条の3第2項, 外債府令第14条の3第2項等	添付書類として、「外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの『要約』の日本語による翻訳文」の提出が求められているが、該当箇所の完全訳でもよいか。	当該条項は、報告書提出外国会社の負担を軽減すべく、該当箇所の要約の記載で足りるものとした規定であるため、要約をすることが困難な場合等においては、該当箇所の完全訳を記載することも許容されるものと考えられます。
13	法第24条9項, 開示府令第17条の3第2項, 特	外国会社報告書の提出等において、要約が要求される貸借対照表及び損益計算書については、数値によって表示されるものである。日本語訳をした財務書	財務書類は、投資判断にとって重要な情報であると考えられるため、科目等について、日本語訳が必要と考えられま

	定有価府令第 27 条の3 第2項, 外債府令第 14 条の3第2項等	類の監査費用の負担を考慮した場合、訳文を付す必要はないのではないか。	す。 したがって、原案のとおりとさせていただきます。
14	法第 24 条第 9 項, 開示府令第 17 条の 3 第 2 項, 特定有価府令第 27 条の 3 第 2 項, 外債府令第 14 条の 3 第 2 項等	ガイドライン案3-1②ほかにある「財務書類」の記載について、注記は要約になじまないため、要約を求めるべきではない。注記以外の財務書類の完全訳とするか、注記については項目の表題のみを記載すれば足りるとしてはどうか。	財務書類の注記のうち一定の事項は財務書類の内容を把握するため必要不可欠であり、日本語による記載が必要であるため、原案のとおりとさせていただきます。
15	法第 24 条第 9 項, 開示府令第 17 条の 3 第 2 項, 特定有価府令第 27 条の 3 第 2 項等	要約が求められている事項(ビジネスリスク、財務状態の分析、運用状況等)について、日本語要約を求めることをやめるか、項目のみの記載とするなど、負担を減らして欲しい。 要約をすることは、完全訳をするのと同様の負担である。	外国会社報告書に記載されている事項のうち日本語による要約を求めている部分は、外国会社の事務負担も考慮した上で、公益又は投資者保護の観点から必要最小限に限定したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
16	開示府令第 17 条の 3 第 2 項, 特定有価府令第 27 条の 3 第 2 項, 外債府令第 14 条の 3 第 2 項, ガイドライン 3-1②等	外国会社報告書の財務書類の円換算による数値は、完全訳としての記載が求められるとの理解でよいか。 円換算による記載の要否及び必要とされる場合の根拠が不明確である。	ガイドライン 3-1②において、外国会社報告書に記載されている事項のうち、財務書類(注記を除く。)については完全訳を求めておりますが、当該条項に基づき円換算による記載を求めるものではありません。 もっとも、外国会社が提出する財務書類については、財務諸表規則第 130 条等が適用され、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記

			<p>する必要があることについて留意が必要です。</p>
	<p>(2) 外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書類について</p>		
17	<p>開示府令第17条の3第4項第1号、特定有価証券報告書第27条の3第5項第1号、外債府令第14条の3第4項第1号等</p>	<p>有価証券報告書等に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載したものは、投資者の投資判断にとって必ずしも重要とはいえない事項を含むものであり、不要とすべきである。</p>	<p>有価証券報告書等に記載すべき事項は、いずれも公益又は投資者保護の観点から重要な情報であると考えられるため、日本語又は英語のいずれかによって開示を求める必要があります。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
18	<p>開示府令第17条の3第4項1号、特定有価証券報告書第27条の3第5項第1号、外債府令第14条の3第4項第1号等</p>	<p>提出しようとする外国会社報告書と様式とを比較して、記載すべき「項目」は一致しているが、記載すべき「事項」が不足している場合、当該不足事項のみが補足書類として提出が求められる書面の記載内容になるとの理解でよいか。不足事項だけをピックアップして記載することが求められるのか、その項目に記載すべき事項の全体を記載することが認められるのか。</p>	<p>ご指摘の場合、当該不足事項が開示府令第17条の3第4項第1号に定める書面の記載内容となります。</p> <p>もっとも、外国会社報告書に記載されていない事項のみを抽出した場合、記載内容が不明確になるような場合には、外国会社報告書に記載されている事項も含めて、上記書面に記載することも考えられます。</p>
	<p>(3) 対照表について</p>		
19	<p>開示府令第17条の3第4項第2号、特定有価証券報告書第27条の3第5項第2号、外債府令第14条</p>	<p>外国会社報告書に添付する補足書類のうち記載事項の対照表について、右段に記載する「外国会社報告書の『記載事項』」とは何を指すのか明確にすべきである。</p> <p>対照表の右段に記載するのは外国会社報告書の『記載事項』ではなく、左段の記載事項に相当する外国会社報告</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ガイドライン3-2を修正し、対照表の右段に記載すべき事項を、「外国会社報告書の記載事項」から「外国会社報告書の記載項目」に修正します。</p>

	の3第4項第2号, ガイドライン3-2等	書の『記載項目』とすべきである。	
20	開示府令第17条の3第4項第2号, 特定有価府令第27条の3第5項第2号, 外債府令第14条の3第4項第2号等	対照表の提出を不要とすべきである。	対照表は、公益又は投資者保護の観点から、本来であれば有価証券報告書に日本語により記載されるべき事項が、外国会社報告書のどこに記載されているかを明確に把握するために添付が必要と考えられます。 したがって、原案のとおりとさせていただきます。
(4) その他			
21	令第4条の2の2, 開示府令第17条の4第3項第4号, 特定有価府令第27条の4第3項第4号, 外債府令第14条の4第2項等	外国会社報告書の提出期限の延長の承認手続等に必要とされる承認申請書の添付書類のうち、「当該申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書」について、慣行が真実かつ正確であることを意見書において述べることは想定しがたく、報告書提出会社の代表者誓約書などで代替すべきではないか。	「慣行が真実かつ正確であること」とは、ある取扱いが常態化している事実が真実かつ正確であることを意味し、また、ここにいう「慣行」には、金融商品取引所の規則のような自主規制機関によるルールも含まれるため、慣行に関する意見書も想定しうるものと考えられます。 したがって、原案のとおりとさせていただきます。
22	令第4条の2の2, 開示府令第17条の4第3項・第6項, 特定有価府令第27条の4第3項・第6項,	外国会社報告書の提出期限の延長の承認手続等に必要とされる承認申請書の添付書類については、公衆に縦覧するためのものではないため訳文は不要とすべきである。	外国会社報告書の提出期限の延長の承認手続きに係る承認申請書の添付書類については、日本語又は英語によって記載したものでないときに限り、日本語による訳文の添付が求められているものであり、当該書類が英語によって記載されている場合には、訳文の提出は不

	外債府令第14条の4第2項・第5項等		<p>要です。</p> <p>なお、日本語又は英語以外の言語の場合、承認手続きに支障を来す場合が考えられるため、これを認めることは困難です。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
23	開示府令第17条の3第5項，特定有価府令第27条の3第6項，外債府令第14条の4第5項等	<p>外国会社報告書の添付書類が日本語又は英語でない場合に提出が求められる「訳文」は、英訳でもいいのか。英語でもいい場合には明示されたい。</p>	<p>「訳文」とは、日本語による訳文を意味します。</p> <p>したがって、英語による訳文の提出は認められません。</p>
外国会社報告書の訂正			
24	法24の2第4項，開示府令第17条の8，特定有価府令第27条の8，外債府令第14条の5等	<p>外国会社報告書を提出した外国会社が、当該報告書の記載に関して訂正を行う場合、外国会社訂正報告書ではなく、有価証券報告書の訂正報告書を用いて訂正の報告を提出することも可能か。その場合の提出書類の名称は「有価証券報告書の訂正報告書」でいいか。</p>	<p>ご指摘の場合、外国会社訂正報告書ではなく、有価証券報告書の訂正報告書を用いて訂正の報告を提出することも可能です。この場合、提出書類の名称は「訂正報告書」となります。</p>
外国会社報告書の提出方法			
25	法第27条の30の2等	<p>外国会社報告書及びその捕足書類は、有価証券報告書とみなされるため（法第24条第11項）、外国会社報告書をEDINETにより提出することは可能と考えてよいか。</p>	<p>外国会社報告書及びその捕足書類は、EDINETにより提出しなければなりません。</p>
26	開示府令第17条の3第5第1号等	<p>開示府令第17条の3第5項第1号規定の第8号の2様式により作成する書面は、外国会社報告書の表紙のみという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>開示府令第8号の2様式による書面を、EDINETを通じ、表紙として提出した場合には、表紙</p>

		<p>補足書類ではあるもののEDINETにおいて表紙として閲覧の用に供されるところと考えてよいか。</p>	<p>として閲覧の用に供されます。この場合、重ねて補足書類として当該書面を添付する必要はありません。</p>
金商業府令			
27	<p>金商業等府令第154条第4号ト</p>	<p>金商業等府令第154条第4号トは同府令第153条第7号トに対応する規定であるが、改正しなくてよいか。</p>	<p>登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、電子情報処理組織の保守・管理業務を行うことは一般的ではなく、金融商品取引業者のケースとは状況が異なるものと考えます。</p> <p>なお、金商業等府令第153条第7号トの改正案については、ファイアーウォール規制に係る金融審議会における議論等を踏まえ、金融グループにおける情報管理態勢の整備状況等に関する監督の枠組みの整備と併せて検討する必要があることから、今回は改正を見送ることといたします。</p> <p>ただし、法第44条の3ただし書の承認を受けて金商業者が電子情報処理組織の保守・管理業務を行うためにその親法人等又は子法人等から非公開情報を受領することが可能であることを明確化する観点から、金商業等府令第151条第4項第7号の規定を改正します。</p>

以上